

オーストラリア唯一の国立先住民博物館

～National Museum of Australia～

シドニー事務所

1 オーストラリア“唯一”の国立先住民博物館

20 世紀を通してオーストラリア国立博物館の設立は、戦争や経済危機などによって先送りにされてきましたが、1975 年に発表された報告書（Pigott Report）によって、設置の根拠法である 1980 年オーストラリア国立博物館法¹が制定される運びとなりました。その後、1996 年に博物館の建設が正式に発表され、2001 年 3 月に連邦政府によってオーストラリアの首都キャンベラに設立されました。この博物館の一部を担うものとして先住民²博物館が含まなければならないと法律上規定されており、オーストラリア唯一の国立先住民博物館となっているほか、国立先住民研究所も 2001 年に隣接地に移転しています。



豊富な先住民に関する展示品

（出展：同博物館 HP）

2 施設の設立における各行政機関の関わり

1 億 5,540 万ドルの建設費のうち、1 億 5190 万ドル（97.7%）を連邦政府、300 万ドル（1.9%）を ACT³政府が支出し、残りの 50 万ドル（0.3%）は博物館諮問委員会での未支出の資金が活用されています。施設の設立にあたって、1997 年に ACT 政府が所有し



ていた土地（Acton Peninsula）と連邦政府が所有する土地（Kingston Foreshore of Lake Burley Griffin）の交換が行われ、連邦政府の所有となった Acton Peninsula に博物館が設立されました。土地の交換に関する中間報告書によれば、両政府の間で以下の内容が合意されています。

オーストラリア国立博物館（出展：同博物館 HP）

- ・ 連邦政府が ACT 政府に対し、今年度追加で 1,500 万ドルの特別歳入助成金⁴を交付すること。
- ・ 上記の土地を交換すること。それにあたって、ACT 政府は Acton Peninsula にある既存の施設を取り除くこと。
- ・ ACT 政府は、博物館設立のために 300 万ドルの経費を支出すること。

1,500 万ドルの追加の助成金や、ACT 政府の 300 万ドルの支出の根拠は不明ですが、Acton Peninsula にあった病院の解体費用に約 800 万ドルの経費が必要であったなどとさ

¹ National Museum of Australia Act 1980

² アボリジニ及びトレス諸島民

³ Australian Capital Territory なお、首都キャンベラは ACT に属する。

⁴ ACT 政府が行う地方自治体関連業務の経費に充当するため連邦政府から交付される使途を特定しない交付金（現在の名称は、General Revenue Assistance (for ACT municipal service)）。ACT には地方自治体が存在しないため、他の州では地方自治体が行う業務も ACT 政府が行っている。

れています。また、同博物館への聞き取りによれば、連邦政府所管の施設であるため、財政面以外では地方自治体による特段の関わりはなかったとのことです。

3 施設の運営における各行政機関の関わり

2012/2013 年度⁵における歳入総額約 4,582 万ドルのうち、連邦政府（地域・地方自治体・スポーツ・芸術省）の負担は 4,088 万 9 千ドル（歳入総額の 89.2%）、商品販売やサービス提供等による自主財源が 473 万 4 千ドル（10.3%）、寄付金収入が 19 万 7 千ドル（0.4%）となっており、地方自治体の財政的負担はありません。また、同博物館への聞き取りによれば、財政面以外においても地方自治体による特段の関わりなく、施設は 1980 年オーストラリア国立博物館法に規定された協議会で運営されており、協議会の委員は連邦政府によって任命されています。

4 先住民政策全般における各行政機関の関わり

(1) Sorry Speech と Closing the Gap

現在⁶、オーストラリアにおいては各行政機関（国、州、地方自治体）が連携し先住民政策を実施していますが、その根拠は 2008 年 10 月に各行政機関の代表者で構成されるオーストラリア政府間評議会⁷による合意に求めることができます。

その合意事項は、「Closing the Gap（格差を埋めること）」と呼ばれ、4つの分野（寿命、乳幼児死亡率、教育、雇用）で6項目の達成目標が設けられており、今後 10 年間で約 46 億ドルを住宅、健康、乳幼児、雇用、遠隔サービスの改善などに投入することも併せて合意されています⁸。最終的に 2009 年 7 月に連邦政府及び各州（準州を含む）間で「先住民改革に関する合意書⁹」を締結したほか、個別の事項についてはその他の合意や協定が交わされています。合意書の中で地方自治体は、先住民に最も身近な行政機関としてこの合意事項に関与していくことが求められています。

なお、この合意書は、2008 年 2 月に当時のケビン・ラッド首相がオーストラリアの政府として初めて行った先住民に対する謝罪（Sorry Speech）に起因しているとも言えます。

連邦政府においては首相内閣省に先住民担当大臣が置かれ、連邦レベルでの先住民政策を一元的に所管¹⁰しているほか、州（NSW 州の場合）にも先住民担当大臣がおかれ、合意された先住民対策のために、それぞれで相応の予算が措置され事業を実施しています。



謝罪の元となった先住民政策は、映画化もされている。

⁵ オーストラリアの行政機関における会計年度は毎年 7 月 1 から 6 月 30 日まで

⁶ 1992 年 12 月にオーストラリア政府間評議会では、先住民サービス実施のための National Commitment を採択しており、その頃から各政府機関において先住民対策に関する協力が図られている。

⁷ Council of Australian Governments 構成員は、連邦政府首相、各州（準州を含む）政府首相、オーストラリア地方自治体協会（Australian Local Government Association）会長の 10 名である。

⁸ 最終的には各合意や協定がまとめられ、125 億ドル規模となっている。

⁹ National Indigenous Reform Agreement

¹⁰ 2013 年 9 月の政権交代前までは、家族・地域サービス・先住民問題省が置かれ先住民政策を管轄するほか、複数の関係省庁にまたがって政策が行われていた。

(2) 地方自治体の取り組み

地方自治体の取り組みはまちまちですが、シドニー北部の地方自治体を例に挙げると、ノースシドニー市において 1999 年に先住民文化遺産担当職員が配置されています。その後、近隣の複数の自治体で先住民政策に共同で取り組むこととなり、担当職員は共同雇用とされ、2006 年には共同の先住民文化遺産事務所が開設されました。

同事務所では、共同運営する地方自治体を管轄区域として、先住民に関する土地や文化遺産の管理、先住民が抱える問題などについての地方自治体との橋渡しとしての役割、先住民文化を学校などで子どもたちに伝承する役割などを担っています。また、同事務所は、事務所を共同運営する 8 つの地方自治体や NSW 州、連邦政府などの機関の資金によって設立されており、地方自治体も少なからず先住民政策に対する費用負担を行っていると言えるでしょう。

[補足事項]

首都キャンベラは 1908 年にオーストラリアの二大都市（シドニー、メルボルン）の中間に首都を置くことが決められ、その後連邦政府が NSW 州から土地を取得し、1911 年に連邦首都地域（Federal Capital Territory）を設置して以降は連邦政府の直轄地域となり、他の州のような自治権が長い期間与えられていなかった。1988 年首都特別地域法¹¹によって自治権が与えられたが、他の 6 州や北部準州にはある Council（地方自治体）の存在がなく、議会や行政組織を含め ACT 政府が州政府及び地方自治体の役割を担っている。このように、歴史的背景や行政的役割の面で、ACT 政府は他の州や地方自治体と大きく異なる。

（迫田所長補佐 北海道鹿追町派遣）

¹¹ Australian Capital Territory (Self-Government) Act 1988